

ローザ・ルクセンブルクの「社会主義的民主主義」論 ——「異なった考えをもつ者の自由」を中心として——

赤海 勇人

はじめに

1918年9月から10月にかけて、ドイツ社会民主党の急進左派の指導者の一人であったローザ・ルクセンブルクは、十月革命以降のボリシェヴィキの政策を批判する草稿を執筆した。当時、ルクセンブルクとカール・リープクネヒトを中核とするドイツ社会民主党の急進左派は「スパルタクス・グループ」と名乗り、ボリシェヴィキとの連帯を表明していた。しかし彼女は、国内の白衛軍との内戦と連合国の軍事的干渉という、ロシアのボリシェヴィキを取り巻いていた「致命的な状況」にもかかわらず、「完全な沈黙は不可能である」としてその草稿の公表を主張したのである⁽¹⁾。その後ルクセンブルクはドイツ革命の渦中で暗殺されるが、パウル・レヴィは60頁を越える序文を付したうえで、彼女の未完の草稿を『ロシア革命論：一つの批判的評価 (*Die Russische Revolution: Eine kritische Würdigung*)』(1922)として出版した。

この未完の草稿は一般に『ロシア革命論』と呼ばれており、彼女はそこでボリシェヴィキの土地政策、国民自決権論、そして社会主義的政治を批判的に分析し、「社会主義的民主主義」の創造をプロレタリアートの歴史的課題として提起した。J. P. ネットルによれば、ルクセンブルクはこの『ロシア革命論』において、自らの長年の政治活動を通じて練り上げた「確証された体系的な結論」を「新しい事態に適用」したのであって、ロシア革命という素材から新たな革命理論を構築しようとしたのではなかった⁽²⁾。言い換えれば、『ロシア革命論』はこれまで彼女が主張してきたことの「論理的延長」である⁽³⁾。この見方は『ロシア革命論』研究の出発点として役立つものである。ルクセンブルクはボリシェヴィキの社会主義的政治を批判する過程で大衆の創造性を強調しているが、西川正雄や伊藤成彦によれば、それもまた『大衆ストライキ・党・労働組合』(1906)や「ロシア社会民主党の組織問題」(1904)などで彼女が主張してきたことの延長線上にある⁽⁴⁾。そして、オットカール・ルーバンの研究は、前記の二つの著作と『社会民主党の危機』(1915)、そして本稿でも取り上げるルクセンブルクの草稿「信条」(1911)から『ロシア革命論』へとつながる一本の線を描き出している⁽⁵⁾。このように『ロシア革命論』の政治的主張の全体的な方向性については、先行研究で既にルクセンブルクの革命思想との連続性がある程度裏付けられていると言える⁽⁶⁾。

以上のような『ロシア革命論』研究史の流れを踏まえて、本稿では、ルクセンブルクの「社会主義的民主主義」論を特徴づけている「異なった考えをもつ者の自由」という政治的自由の観念に注目する。E. H. カーが言うように、『ロシア革命論』はしばしば「冷戦のミサイル」として利用されてきたが⁽⁷⁾、「自由とは常に、異なった考えをもつ者の自由である」という箴言はとりわけ、西側諸国でも東側諸国でも様々に解釈され、あるいは無視されてきた⁽⁸⁾。本稿では、この政治的自由の観念こそがルクセンブルクの政治理論と実践の基盤を成していると思われ、その意味す

るところの理解を深めることで、『ロシア革命論』の「社会主義的民主主義」論と彼女の革命思想の連続性を、「異なった考えをもつ者の自由」という一貫した問題意識によって説明することを目指す。したがって本稿は、従来の『ロシア革命論』研究を拠り所としながらも、ルクセンブルクの思想的な一貫性を考察するための新たな視座を与えようと試みるものである。

その具体的な分析過程は次のようなものである。まず、第1章では『ロシア革命論』におけるルクセンブルクの基本的な政治的主張を、そのボリシェヴィキ批判と「社会主義的民主主義」論を中心に取り上げる。「異なった考えをもつ者の自由」と「社会主義的民主主義」論の不可分の関係が、ここで解明される。第2章では、主に「労働運動内の批判」、「信条」、「党の運命の瞬間」という三つのテキストを用いて、「異なった考えをもつ者の自由」が彼女の1918年以前の政治理論と実践、さらには同時代の政治的文脈といかに有機的に絡み合っているかを明らかにする。また各章では、前記の三つのテキストを含む、1990年代以降に利用可能になった多くの新資料が活用される。したがって本稿は、ルクセンブルクに関連する新資料の紹介をも意図している。

第1章 『ロシア革命論』の「社会主義的民主主義」論

『ロシア革命論』の分析に先立って、その「未完の草稿」という性格、およびルクセンブルクのボリシェヴィキ批判の文脈には、特別な注意を払っておく必要がある。まず前者について、『ロシア革命論：一つの批判的評価』に収録されている「レヴィ版」⁽⁹⁾は、ルクセンブルクの草稿そのものではなく草稿の不完全な写しにもとづいており、そのうえ恣意的な編集がおこなわれている。そのため、1928年にフランクフルト社会研究所によってオリジナルの草稿が発見されると、フェリックス・ヴァイルがレヴィ版の誤りや脱落箇所を指摘し、さらに挿入箇所の指定のない14枚のノート「戦争・国民問題・革命についての断片 (Fragment über Krieg, nationale Frage und Revolution)」(以下、「断片」)をはじめて公開した⁽¹⁰⁾。その後、1939年にヴァイルの研究にもとづいた「パリ版」が発行され、これが『ローザ・ルクセンブルク選集』所収の清水幾太郎訳⁽¹¹⁾の底本となっている。しかし、この「パリ版」では「断片」以外の挿入箇所の指定のないノートや、「異なった考えをもつ者の自由」も含む余白のメモ書きが本文中に組み込まれてしまっていた。1974年にドイツ社会主義統一党中央委員会付属マルクス＝レーニン主義研究所の編集で刊行された『著作集 (Gesammelte Werke)』の第4巻に収録されている「ロシア革命のために (Zur russischen Revolution)」⁽¹²⁾は、「レヴィ版」だけでなくこのような「パリ版」の弱点も克服した決定版である。すなわち、この「東ドイツ版」では、挿入箇所の指定のないノートや余白のメモ書きが本文から厳密に分離されており、本文とそれ以外の部分の区別をつけることができるようになっている。伊藤成彦訳「ロシア革命のために」⁽¹³⁾は、この「東ドイツ版」を底本としている。本稿では『ロシア革命論』から引用する際、『著作集』所収の「東ドイツ版」、およびこの「東ドイツ版」を底本とする伊藤成彦訳を参照する。また、必要に応じて前述の「レヴィ版」⁽¹⁴⁾と、『ローザ・ルクセンブルク調査報告』第2巻に収録されている『ロシア革命論』の獄中草稿を忠実に再現した「テキスト批判版」⁽¹⁵⁾も参照する。『ロシア革命論』を「未完の草稿」というその本来の性格において考察することは、このようにして可能となる。

次に後者について、『ロシア革命論』でルクセンブルクは確かにボリシェヴィキを批判しているが、彼女の真の批判対象は他にあるということに注意しなければならない。それはシャイデマ

ンやエーベルトラ「ドイツの体制派社会主義者」、カウツキーやハーゼら「ドイツの日和見主義者」、そしてメンシェヴィキのような「ロシアの日和見主義者」である。ロシア革命が陥っている困難は全て、ボリシェヴィキの犯した致命的な誤謬の当然の結果に過ぎないのだというこれら三者の見解こそ、ルクセンブルクが最も厳しく排撃した考え方であった。『ロシア革命論』の第一章で、彼女は次のように述べている。

実践的には、この独断は、ロシア革命の運命に対する国際プロレタリアート、なかんずくドイツ・プロレタリアートの責任を転嫁し、この革命のインターナショナルな連関を否定する傾向を持っている。戦争とロシア革命の経過は、ロシアの未成熟ではなく、歴史的課題の遂行にかんするドイツ・プロレタリアートの未成熟を証明したのである。このことをどこまでもはっきりと示すことが、ロシア革命の批判的考察の第一の課題である⁽¹⁶⁾。

すなわち、ルクセンブルクにとってロシア革命の批判的考察は、ロシア革命の運命に対するドイツ・プロレタリアートの責任をはっきりと示すことによって、「現在の状況から生じつつある課題に向かってドイツと世界の労働者を鍛え上げる最良の方法なのである」⁽¹⁷⁾。これこそが、『ロシア革命論』をボリシェヴィキの政治的実践に対する単なる論難書として読むではない理由である。続けて彼女は、穏健な出発点から次第に目的が急進化していく、イギリス革命・フランス革命の発展図式とロシア革命のそれとの照応関係を指摘しながら、ボリシェヴィキの不滅の歴史的功績を強調している⁽¹⁸⁾。そのうえで彼女は、ボリシェヴィキの政策に対する批判的分析を展開していく。

『ロシア革命論』の第4章ではまず、ボリシェヴィキによる「憲法制定議会の解散」が狙上へのせられている。レーニンらは、臨時政府が憲法制定議会の招集を引き延ばし続けたことを非難し、その早期招集をスローガンとして掲げ、臨時政府を打倒し、政治権力を奪取した。しかし、1918年1月、ソヴィエト中央執行委員会の布告にもとづき、招集されたばかりの憲法制定議会は解散させられた⁽¹⁹⁾。その理由は、トロツキーによれば、ボリシェヴィキと同盟する左翼社会革命党が新たに成立したにもかかわらず、憲法制定議会の選挙がそのことを考慮せずに行われたからである⁽²⁰⁾。ルクセンブルクはこの主張の説得力を認めている。彼女の批判は実際には、ボリシェヴィキが憲法制定議会の解散したことに対してではなく、ボリシェヴィキがその再選挙をおこなわず、「革命期間中、普通選挙から生まれたあらゆる人民代表制（Volksvertretung）は役立たずである」という結論を下したことに對して向けられている⁽²¹⁾。トロツキーの主張に反対して、ルクセンブルクはイギリス革命の例を引きながら、革命の政治的雰囲気の中で大衆の生き生きとした影響力が行使されることで、代表機関（Vertretungskörperschaft）は革命的役割を果たしうることを強調する。彼女にとってイギリス革命の長期議会は、当初は反動的であった議会在革命の機関に転化する事の模範的な事例を示したものであった⁽²²⁾。そしてまた、たしかに民主的制度にも限界や欠点はあるが、それは人民大衆の活発な公共生活によって是正されるものである。

ただ、レーニンとトロツキーが発見した民主主義一般の除去という治療法は、それが治すはずの悪よりもいっそう悪い。つまり、それは社会的制度につきものの一切の欠陥を唯一正

すことができる生き生きとした泉そのものを、すなわち、広範な人民大衆の積極的で、自由で、精力的な政治生活を塞いでしまうのである⁽²³⁾。

ルクセンブルクは、ソヴィエト政府が制定した、自己労働にもとづき生計を立てる者にも選挙権を与える選挙法についても、社会の広範な層を政治的に無権利な状態にしてしまうものとして批判している。彼女にとって選挙権の制限は、プロレタリアートの独裁の真剣な手段にはなりえないのである。プロレタリアートの独裁は特定の制度的形態（憲法制定議会あるいはソヴィエト）や法令などに固定されるものではなく、大衆の創造性こそがその実質である⁽²⁴⁾。こうして、ルクセンブルクは「支柱としてのソヴィエトも、憲法制定議会および普通選挙権も」というスローガンを提起する⁽²⁵⁾。

憲法制定議会の解散と選挙法の問題に続いて、ソヴィエト政府の反対者に対して「出版の自由」、「結社・集会の権利」が認められていないことを、ルクセンブルクは最も切っ先鋭く批判する。なぜなら、「自由で無制限な出版、妨げられることのない結社・集会活動を抜きにしては、広範な人民大衆の支配というものは全く考えることができない」からである⁽²⁶⁾。こういった自由や権利の完全な保障だけが、「全人民大衆の政治的訓練・教育」をおこない、大衆の創造力を育むことができる。プロレタリアートの独裁はそれらなしに存在することはできない。このような文脈のなかで、彼女の最も有名な箴言の一つがあらわれるのである。

政府の支持者、党のメンバーのためだけの自由は、支持者やメンバーの数がどれほど多くても、決して自由ではない。自由とは常に、異なった考えをもつ者の自由である（*Freiheit ist immer Freiheit der Andersdenkenden*）。それは「正義」を狂信するからではなく、政治的自由のもつ教導力、治癒力、浄化力の全てがこの本質にかかっているからであり、「自由」が特権となるならば、その効果が失われてしまうからである⁽²⁷⁾。

『ロシア革命論』の草稿では、“*Freiheit ist immer Freiheit der Andersdenkenden*”という一文は、草稿の中央左隅に独立して書き付けられている。この一文の挿入指定箇所には、一本の斜線で消されている記述があるが、こちらも草稿資料をもとに訳出しておきたい。

まさに、自由の概念と本質には、異なった考えをもつ者のための可能性が含まれている（*Zum Begriff und Wesen der Freiheit gehört eben die Möglichkeit für Andersdenkende*）⁽²⁸⁾。

「自由とは常に、異なった考えをもつ者の自由である」と「自由の概念と本質には、異なった考えをもつ者のための可能性が含まれている」は、明らかにほとんど同じことを言っている。したがって、ルクセンブルクは後者の言い回しを否定したというよりも、自身の政治的自由の観念を表明するより相応しい謂いを見つけたことで、後者を前者へと発展的に解消したのではないかと推測することができる。

ルクセンブルクがここで批判しているのは、ロシア・マルクス主義の祖であるプレハーノフが繰り返し表明し、政治権力を奪取したボリシェヴィキによって採用された「異なった考えをもつ者からの自由の剥奪」が革命の利害と一致するという考え方である。プレハーノフはもし「我々」

が権力を握ったなら「我々」は我々以外の誰に対しても自由を認めないだろうという、エンゲルスの不興を買った見解⁽²⁹⁾を、1903年のロシア社会民主党第二回大会でも述べている。「革命の成功のために一時的に何らかの民主主義的原理の効力を制限することが必要ならば、そのような制限を前にして躊躇することは罪であろう」⁽³⁰⁾。プレハーノフによれば、「我々」以外の政治的権利を剥奪するような措置が適当か否かは、「革命の安全は最高の法である (Salus revolutionis suprema lex)」という基本原理に照らすことでのみ判断しうる。1917年12月、このプレハーノフの演説をレーニンは憲法制定議会の解散を正当化するために利用した⁽³¹⁾。レーニンは、「異なった考えをもつ者からの自由の剥奪」と革命の利害との一致を理論的に一般化することには慎重であった⁽³²⁾。しかし、具体的な政治実践の次元では、ボリシェヴィキは1918年6月にメンシェヴィキや社会革命党をソヴィエトから追放するなど、労働者政党も含む反対派の自由を大幅に制限した。そして、1920年頃までには「プロレタリアートの独裁」は「異なった考えをもつ者からの自由の剥奪」と不可分のものと見なされるようになったのである⁽³³⁾。

これに対してルクセンブルクは、「プロレタリアートの独裁」は「異なった考えをもつ者の自由」と不可分のものであると見なしている。この政治的自由の観念は、後述する彼女の「社会主義的民主主義」論を基礎づけているのである。まず、彼女がこれほど激しく政治的自由と民主主義を擁護するのは、マルクスとエンゲルスの古典的著作を含む従来のマルクス主義理論が、社会主義社会とプロレタリアートの独裁の具体的なイメージや政治モデルを全く発展させてこなかったことにも起因している⁽³⁴⁾。しかし彼女はこの事実を肯定的に捉える。ルクセンブルクによれば、社会主義的変革のための「できあいの処方箋」はどこにもなく、「経済的・社会的・法的システムとしての社会主義」を実現することは「まったく未来の霧のなかに存する事柄」である⁽³⁵⁾。「できあいの処方箋」をもたないことは、むしろ「ユートピア的社会主義に対する科学的社会主義の長所」であり、一握りの知識人の指令・強制によって導入されるような社会主義ほど彼女の社会主義理論から縁遠いものはなかった。「社会主義は、私有財産などに対する一連の強制措置を前提としている。否定的なもの、破壊は命令することができるが、建設、積極的なものはそうではない」⁽³⁶⁾。ルクセンブルクの政治哲学的主張によれば、社会主義社会を創り出す建設的・積極的な要素は、大衆の創造性という「未来の霧」に包まれた偶然性の領域に委ねられている。民主主義の排除や恐怖政治は、大衆の創造性が自由に発揮される空間を奪ってしまうがゆえに、社会主義社会の建設を放棄することに等しかった。「再生への唯一の道は、公共生活そのものという学校、無制限の広範な民主主義、世論である。恐怖支配こそが、墮落のもとである」⁽³⁷⁾。恐怖支配のもとでは、ソヴィエトの政治生活さえ萎え縮まっていくであろう。「普通選挙、無制限の出版・集会の自由、自由な論争を欠くならば、あらゆる公的制度の生命は死に絶え、見せかけの命となり、そこでは官僚制(Bürokratie)だけが唯一の活動的な要素として残ることになる」⁽³⁸⁾。その帰結は、ごく僅かな党指導者による「徒党政治 (Cliquenwirtschaft)」であり、プロレタリアートの独裁ではなく、一握りの政治家による「まったくブルジョア的な意味での、ジャコバン支配の意味での」独裁である⁽³⁹⁾。

ボリシェヴィキの独裁をジャコバン支配として批判し、無制限の政治的自由にもとづく公共生活のみが社会主義社会の建設を可能にすると主張したルクセンブルクは、自らの積極的提案の総体を「社会主義的民主主義＝プロレタリアートの独裁」説という形でまとめ上げる。すなわち、彼女はまず「独裁か民主主義か (Diktatur oder Demokratie)」という問題提起そのものを退ける。

ルクセンブルクにとって、プロレタリアートの独裁はブルジョア民主主義（カウツキー）でも、ブルジョア的な独裁（レーニンとトロツキー）でもなく、「社会主義的民主主義（Sozialistische Demokratie）」である。一方では、たしかにプロレタリアートは独裁をおこなうが、これは「最も広範な公共性、人民大衆の最も活発で妨げられることのない参加、無制限の民主主義のもとでの階級独裁（Diktatur der Klasse）」である⁽⁴⁰⁾。他方では、プロレタリアートは形式的な民主主義の偶像崇拝者ではありえないが、「プロレタリアートの歴史的課題は、権力を獲得したときに、あらゆる民主主義を廃止してしまうことではなく、ブルジョア民主主義の代わりに社会主義的民主主義を創造することである」⁽⁴¹⁾。「社会主義的民主主義」は、一部の指導者や党の独裁を経たのちに人民に贈られるようなものではなく、社会主義政党による権力獲得の瞬間にはじまるべきものであった⁽⁴²⁾。このようにルクセンブルクは、搾取階級の暴力的抑圧（自由と平等の破壊）をプロレタリアートの独裁の不可欠の標識とみなすレーニン⁽⁴³⁾と異なり、無制限の出版や集会の自由、「異なった考えをもつ者の自由」は、ブルジョア社会の既得権や経済的諸関係への断固とした介入とも両立しようと考えている。

ルクセンブルクは『ロシア革命論』において、はじめて「社会主義的民主主義」という言葉を用いた⁽⁴⁴⁾。その「社会主義的民主主義」論の実質を成しているのは、人民大衆の活発な参加による広範な公共生活、無制限の民主主義、自由な論争と、それらに基づく社会主義の実現とを可能にするような根本的な政治的自由、すなわち「異なった考えをもつ者の自由」である。ルクセンブルクは、ポリシェヴィキの政治実践をとおして目下支配的になりつつある、「プロレタリアートの独裁」と「異なった考えをもつ者の自由」の両立不可能性というパラダイムに抗して、両者が不可分の関係にあることを強調した。さらに、彼女は実際には『ロシア革命論』を執筆する遙か以前から両者の不可分性を主張し続けている。そこで第2章では、「異なった考えをもつ者の自由」という政治的自由の観念が、ポーランド、ロシア、そしてドイツでのルクセンブルクの政治活動のなかに首尾一貫して息づき続けていることを確認する。

第2章 「異なった考えをもつ者の自由」の意味

第1節 「労働運動内の批判」（1906）とポーランド社会党への批判

前章で明らかにしたように、「社会主義的民主主義」の概念を特徴づけているのは、一つのまったく新しい社会の建設を可能とするような大衆の創造性であり、そしてそれを活気づけることのできる最大限の政治的自由、無制限の公共生活、「異なった考えをもつ者の自由」である。エルンスト・フォルラートは、ハンナ・アーレントの政治哲学にもとづき、「全ての人々の自発的な行動によって設立され、全ての人々の活発な自発性によって維持される、全ての人々の自由の領域（The realm of the freedom of all）」こそが、ルクセンブルクが「社会主義的民主主義」と呼んでいるものであるとしている⁽⁴⁵⁾。表現の自由や批判の権利は様々な「異なった考えをもつ者」に対して平等に保障されていなければならない。他方でルクセンブルクは、労働者政府を脅かす最大の危機の場合に限って、一時的に反乱者の政治的権利や経済的生活手段を剥奪するなどの独裁的措置に訴える可能性を肯定している⁽⁴⁶⁾。しかし、それはあくまでも例外的な事態である。彼女の考えでは、原則として、労働者大衆の敵の自由さえもがプロレタリア運動の利益のために完全に保障されている必要がある。以下では、このような敵の自由も含む「自由の領域」とプロ

レタリア革命の利害との一致という逆説を彼女がどのように説明しているのか、第一次大戦前、ポーランド王国・リトアニア社会民主党を理論面で指導していたルクセンブルクがポーランド社会党を批判した仕方を考察することで明らかにする。

1906年1月の『赤旗 (*Czerwony Sztandar*)』第39号に掲載されたルクセンブルクの無署名論文「労働運動内の批判 (*Krytyka w ruchu robotniczym*)」は、2015年にホルガー・ポリットがはじめて再版し、同時にポーランド語からドイツ語へと翻訳した。第一次ロシア革命の渦中にあるワルシャワで執筆されたこの論文は、ポーランド王国・リトアニア社会民主党の宿敵であるポーランド社会党が労働者大衆の自由な議論を妨げ、意見の相違を抑圧していることを非難している⁽⁴⁷⁾。そして、ルクセンブルクはそのようなポーランド社会党の権威主義的な指導方針に反対して、プロレタリアートにとっての批判と議論の自由の必要性を熱烈に擁護している。この論文で彼女は、「異なった考えをもつ者の自由」について次のように語っている。

プロレタリアートが意識的になるための最初の条件が、政府の手から集会、表現、出版の自由を勝ち取ることであるなら、次なる条件はこの自由の無制限の行使、戦う労働者の隊列内での批判と議論の完全な自由である。表現の自由と出版の自由は、一方ではプロレタリアートが意識を獲得するための条件であるが、他方ではプロレタリアート自身がどんな束縛も自らに課さないこと、プロレタリアートがこのことについて議論するのは許されているが、あのことについて議論するのは許されていないなどとは言わないことである。世界中の意識的な労働者はこのことを知っており、いつもその最悪の敵にさえ、自らの見解を自由に表明しうる権利を認めようとしている。彼らはこう言う。我々がそれに答えることができるように、そして労働者大衆が、誰が味方で、誰が敵であるのかをはっきり理解できるように、労働人民に対してその敵さえもがみずからの意見を述べるのが望ましい、と。こういった理由から、プロレタリアートの意識的な部分である社会民主党は表現、議論、批判の自由の守り手なのである⁽⁴⁸⁾。

ルクセンブルクは「戦う労働者の隊列内での批判と議論の完全な自由」を主張する一方で、「その最悪の敵にさえ (*nawet najgorszy ich przeciwnik*)」自らの見解を自由に表明する権利を認めるとも言っている。そして、社会民主党は表現、議論、批判の自由の、したがって「自由の領域」の守り手なのである。労働人民の最悪の敵に対しても批判と議論の完全な自由を認める必要があること、すなわち、敵の自由⁽⁴⁹⁾さえもプロレタリアートの自由の有機的な一部分を成すことを、ルクセンブルクはここで強く意識している。なぜなら、労働者階級自身の批判と議論によるのみ、その敵の真の克服がなされうるからである。このように「社会主義的民主主義」とは、批判と議論の完全な自由の容赦ない行使をとおして、プロレタリアートが自らの敵と自らの目的の本質をはっきりと意識し、独自の階級意識を醸成する自己啓蒙の空間である。こうして獲得される批判を恐れず自らの目的を明確に意識した階級意識は、ルクセンブルクが考える労働者大衆の創造性の核心をなしている。それによってのみ、社会主義社会の建設は「官僚制」や「徒党政治」の仕事ではなく、労働者階級自身の仕事として遂行されうるのである。彼女は労働者階級の「自己解放」への期待を込めて、この論文を次のように締めくくっている。

労働運動の利益には批判と表現の無制限の自由が含まれており、それはインターナショナルのスローガン、すなわち「労働者階級の解放は労働者階級自身の仕事でなければならない」を念頭に置くならば、何としてでも創出されなくてはならない⁽⁵⁰⁾。

マルクスが国際労働者協会創立の際に定式化した「労働者階級の解放は労働者階級自身の仕事でなければならない」というスローガン⁽⁵¹⁾が、1918年に無制限の政治的自由と民主主義のもとの「階級独裁」として「社会主義的民主主義」を定義したときにもルクセンブルクの念頭にあったことは間違いない。

ルクセンブルクは「労働運動内の批判」において、とりわけ様々な「異なった考えをもつ者」の間での批判と議論の完全な自由を主張した。彼女にとって、この自由は一つのプロレタリア政党内で意見対立が生じた場合にも、全く同様に保障されるべきものである。すなわち、「もしプロレタリアートの政治的分裂を終わらせることができるものがあるなら、それはまさに議論であり、批判であろう」⁽⁵²⁾。第2節で見ると、ルクセンブルクはこのような政治的自由の観念をもって、1904年、1911年、そして1918年の少なくとも三回に渡って、ポリシェヴィキがプロレタリアートの政治的分裂に対処した仕方を批判的に分析したのである。

第2節 「信条」(1911) とレーニンの党内政策への批判

1991年にポーランドの歴史家のフェリックス・ティフは、ロシア社会民主党の完全な組織的分裂の阻止という政治的目的のために書かれた、ルクセンブルクの未発表の草稿をはじめて公開した。この草稿は彼女の書簡のなかでは「信条 (Credo)」として言及されており、ティフはその執筆時期を1911年9月から10月にかけてであると推定している⁽⁵³⁾。『ロシア革命論』でのポリシェヴィキの社会主義的政治に対する批判は、1904年の「ロシア社会民主党の組織問題」と、この未発表の草稿「信条」で展開されたポリシェヴィキ批判の延長線上にあると考えることができる。前者の「組織問題」については本邦でもよく知られており、そこでのレーニン批判が多くの事実誤認にもとづいていることは、しばしば指摘されておりである⁽⁵⁴⁾。しかし、「組織問題」よりもロシア社会民主党の状況についての遥かに正確な事実情報にもとづいているにもかかわらず、「信条」は1904年と同じ結論に到達している。したがって、ルクセンブルクのポリシェヴィキ批判は情報不足のような非本質的な事柄に由来しているのではなく、党内民主主義にかんする一貫した政治的主張から発していると考えべきである。そして、この一貫した政治的主張こそ、「異なった考えをもつ者の自由」のことなのである。

一つの前提として、1904年にも、1911年にも、そして1918年にも、ルクセンブルクとレーニンは全く同じ政治的目的を共有していた。それは、本稿の第1章でも述べたように、ロシアやドイツの日和見主義との闘争であった。それでは、何がルクセンブルクとレーニンの間の真の相違をなしているのか。

それゆえ、メンシェヴィキの政治的評価においては、我々とレーニン派の間に重大な相違は存在していない。だが、一つの重大な相違をなしているのは、マルトフ＝ダンのグループや他の小グループとの闘争の方法なのである⁽⁵⁵⁾。

「信条」においてルクセンブルクは、日和見主義との闘争のためのレーニンの方法を、この日和見主義そのものと同じくらい悪いものと見なしている。「最終的な結果として、レーニンの急進主義の戦術は、マルトフとその同志の日和見主義の戦術と全く同じ結果、すなわち党の破壊へと通じている」⁽⁵⁶⁾。彼女は、ロシア社会民主党の二つのフラクション（ボリシェヴィキとメンシェヴィキ）が形成された1903年を振り返り、「組織中央集権主義（Organisationszentrismus）」としてレーニンの戦術を特徴づけている。それは「党を純機械的に中央執行部の精神的独裁のおむつでくるむことで、プロレタリアートの運動の革命的方向性を確保しようとする」戦術である⁽⁵⁷⁾。この「組織中央集権主義」の概念は、「組織問題」でルクセンブルクがレーニンの戦術を特徴づけるために用いた「超中央集権主義（Ultrazentrismus）」の概念とも内容的に一致している。1904年の彼女によれば、ロシアの革命家の自我と中央委員会の独裁ではなく、あやまちを犯しながらも歴史的弁証法を学習する「労働者階級の大衆的自我（das Massen-Ich der Arbeiterklasse）」だけが日和見主義を真に克服しうるのである⁽⁵⁸⁾。その後、第一次ロシア革命の経験をとおして、レーニンとルクセンブルクは急速に接近することになったが、それは決して彼女が意見を変えたからではない⁽⁵⁹⁾。その証拠に、1911年にレーニンが再び、非合法の党組織を解消しようとするメンシェヴィキの「日和見主義と解党主義のペスト」との闘争を、フラクション的な「拳の決着」によって成し遂げようとしたとき、ルクセンブルクは次のように述べている。

しかし、現下、上述した党の全般的な混乱の時期に、レーニンとその同志の独自の戦術は、我々の党に再び断固たる反対を余儀なくさせた。このときまたしても、ロシアの党の発展の複雑な諸問題と諸困難を、機械的に、いわば拳とナイフで（mit Faust und Messer）解決しようとする、党にとって危険なレーニンの傾向が明らかになった⁽⁶⁰⁾。

フラクション主義の頑強な精神は、ロシアの党をばらばらに引き裂く「自殺的政策」へと導くものである。組織的分裂によって日和見主義と機械的に断絶し、プロレタリアートの運動の革命性を確保しようとするレーニンの戦術に対して、ルクセンブルクは党の統一の再建にもとづく日和見主義と解党主義との闘争を主張している。

それゆえ、SDKPiL〔ポーランド王国・リトアニア社会民主党（Socjaldemokracja Królestwa Polskiego i Litwy）の略称〕の代表者はレーニンとその同志とは全く違った立場を取らなくてはならない。すなわち、SDKPiLは、党の統一の名のもとにフラクションの相互排除に反対し、その逆に、党の内部で、党の再建された統一の枠内で、解党主義のペストに対するいっそう激しいイデオロギー闘争を指導するため、ゴーロス派（Golosoicy）⁽⁶¹⁾にも中央党機関を共同で再生する仕事への参加を求める⁽⁶²⁾。

ルクセンブルクが提起する日和見主義・解党主義との闘争方法とは、フラクション的な相互排除を伴わない、あらゆる社会主義諸派の結集による党の統一を実現し、そのなかで批判と議論の完全な自由にもとづいてイデオロギー闘争をおこなうことである。「異なった考えをもつ者の自由」は、日和見主義への譲歩であるどころか全く逆に、日和見主義を克服するために何としても必要なものなのである。プロレタリアートの政治的分裂は、上からの組織的分裂の強制によって

ではなく、党内民主主義の広範な基盤を利用した批判と議論によってのみ克服されうると彼女は信じていた。1912年1月のいわゆるプラハ協議会で、ロシア社会民主党の分裂は最終的に確定してしまったが、1918年の『ロシア革命論』においては、このような党内民主主義観が社会主義実現の手段という問題にまで敷衍されている。党内民主主義（党組織論）の問題を「社会主義的民主主義」の問題から切り離さないことが、ルクセンブルクの革命思想の特徴である。さしあたり、本節で得られた結論は、オットカール・ルーバンの次のような見解と完全に一致している。

ローザ・ルクセンブルクによる、1904年、1911年、そして1918年のレーニンの超中央集権主義的な党概念に対する批判は、特別な政治状況によるその場限りの論争ではなく、社会主義実現の手段についての根本的な相違がその起源にはあった。……ローザ・ルクセンブルクにとって、社会主義は、異なった考えをもつ者を抑圧することのない、全てのプロレタリアのための完全な自由をともなった過程においてしか実現されえないのである⁽⁶³⁾。

ルーバンの見解に付け加える必要があるのは、ポーランド社会党とドイツ社会民主党に対するルクセンブルクの批判にもまた、「社会主義実現の手段についての根本的な相違」が反映されているということである。このうち前者については第1節で証明した。したがって第3節では後者を、すなわち、大戦中のドイツ社会民主党におけるルクセンブルクの政治活動を取り上げる。

第3節 「党の運命の瞬間」(1917) とドイツ社会民主党の分裂

2017年に、アネリース・ラシツァとエックハルト・ミュラーの編集によって出版された『著作集』の第7巻（全2冊）には、ルクセンブルクにかんする多くの新資料が収録されている⁽⁶⁴⁾。このうち本稿で取り上げるのは、ラシツァとミュラーの調査によってルクセンブルクの論文であることが判明した、1917年3月31日の『デア・キャンプ (Der Kampf)』第43号に掲載されている無署名論文「党の運命の瞬間 (Die Schicksalsstunde der Partei)」である。この論文は、執行部が反対派に加えた弾圧によってドイツ社会民主党が組織的に分裂し、ゴータで独立社会民主党の創立大会が開かれる直前に執筆された。急進左派（スパルタクス・グループ）がこの新党結成に参加する前提条件は、ルクセンブルクによれば、「異なった考えをもつ者の自由」の確保である。

まず、独立社会民主党の母胎となったのは、社会民主党の指導権を握っている右派の執行部（体制派社会主義者）によって、1916年3月に帝国議會議員団から除名された中央派の議員が院内交渉団体として結成した社会民主主義労働共同体である⁽⁶⁵⁾。『ロシア革命論』では「ドイツの日和見主義者」として特徴づけられているハーゼやカウツキーらの中央派は、執行部の戦争協力政策に対して批判的であったが、ルクセンブルクはむしろ中央派こそが「8月4日の破産」⁽⁶⁶⁾を代表していると考える。彼女によれば、「階級闘争の政治的停滞に照応するような妥協の時代の社会主義、議会-改良社会主義」を代表しているのが中央派であり、それに対して、「嵐の時代にプロレタリアートの全運動の先頭に立って本来の政治指導」を担うべきなのが「断固たる反対派」、すなわち急進左派である⁽⁶⁷⁾。それにもかかわらず、急進左派が独自の党を作らずに、労働共同体の指導する独立社会民主党の結成に参加した理由を、ルクセンブルクは次のように説明している。

しかし、このような問題と対立は、純組織的分裂という機械的なやりかたではなく、体系的な政治闘争によってのみ、同じ運動・同じ党の内部での両派の公然たる絶え間ない論争によってのみ決着がつけられ、最終的には客観的・歴史的諸条件の影響によってのみ決定されるのである⁽⁶⁸⁾。

中央派の日和見主義とのこのような闘争方法は、1911年にルクセンブルクがメンシェヴィキの日和見主義との闘争方法として提起した戦術と全く同じものである。したがって、急進左派が中央派と共同で一つの党を創設するのは、今後は日和見主義に対する批判を引っ込めたり、和らげたりするということではまったくくない。逆に、独立社会民主党という政治空間を利用して、断固たる反対派は日和見主義とのいっそう激しいイデオロギー闘争を、「労働共同体の弱さ、中途半端さ、型にはまったお決まりのやりかたに対する倦むことのない闘争」を指導するのである⁽⁶⁹⁾。そして、このようなイデオロギー闘争を遂行する前提条件は、断固たる反対派の組織的結合と「異なった考えをもつ者の自由」の確保である。

シャイデマンの党に対する闘争、労働共同体に対する前方に駆り立てる批判、活発な政治生活へと大衆を揺り起こすイニシアティブというこれらの任務を果たすためには、労働共同体と共通の党の内部での断固たる反対派の強固な組織的結合と、批判と行動におけるフリー・ハンドの確保（die Wahrung der freien Hand in der Kritik und Aktion）が不可欠かつ自明な条件である⁽⁷⁰⁾。

このような闘争方法にもとづき、1917年4月6日からゴータで開催された独立社会民主党の創立大会においても、急進左派の代議員は地方組織に「最大限の行動の自由」を保証するような「カルテル関係」を労働共同体に要求している⁽⁷¹⁾。あきらかに、「批判と行動におけるフリー・ハンドの確保」の不可欠性という主張は、「異なった考えをもつ者の自由」、したがってここでは反対派の自由が、当時のルクセンブルクにとって喫緊に必要なものであったという事実を示している。大戦勃発以来の急進左派の活動方針は、可能な限り大衆的な基盤をもつ組織（ドイツ社会民主党、1917年4月以降は独立社会民主党）の内部にとどまり、労働者大衆との緊密な接触を維持し、組織内反対派としてより多くの大衆と活動家の獲得を目指すというものであった⁽⁷²⁾。『ロシア革命論』における無制限の「出版の自由」や「結社・集会の権利」の擁護も、このような観点から読むことができる。「異なった考えをもつ者」にとって、戒厳令が敷かれている大戦中のドイツと、執行部が独裁的権力を行使しているドイツ社会民主党⁽⁷³⁾では、これらの自由は全く存在しておらず、あるのは「政府の支持者、党のメンバーのためだけの自由」であった。すなわち、執行部は前述したように帝国議会議員団から反対派の議員を除名したほか、党中央機関紙『前進（Vorwärts）』などの反対派が運営する機関紙の大部分を没収し、批判の自由の行使を党規律違反として処罰した⁽⁷⁴⁾。ルクセンブルクの友人ツェトキンも『平等（Die Gleichheit）』の編集者の地位を追われた。このように、自由が特権となることでその活力が失われているのはドイツ社会民主党であり、ルクセンブルクはロシアのボリシェヴィキが反対派を弾圧することで、これと同じ道を辿ってしまうことを望まなかったのである。したがって、「異なった考えをもつ者の自由」という箴言は、一方ではたしかにボリシェヴィキに対する痛烈な批判であったが、他方ではドイ

ツ社会民主党に対する批判、独立社会民主党（労働共同体）に対する要求でもあった。この両側面において、「異なった考えをもつ者の自由」はルクセンブルクから急進左派の活動方針の思想的反映、政治哲学的要約なのである⁽⁷⁵⁾。

おわりに

これまで見てきたように、「異なった考えをもつ者の自由」という政治的自由の観念は、ルクセンブルクの政治理論と実践を強固に基礎づけている。最後に、第2章で解明された「異なった考えをもつ者の自由」の意味を要約したうえで、第1章で論じたルクセンブルクの「社会主義的民主主義」論を再検討し、本稿の締め括りとした。

第2章の第1節では、最大限に多様な「異なった考えをもつ者」の間で批判と議論の完全な自由が保障されていることによって始めて、「社会主義的民主主義」（プロレタリアートの独裁）が可能になるということを示した。1906年のルクセンブルクにとって、「異なった考えをもつ者の自由」とは、「批判と議論の完全な自由」を労働人民の「最悪の敵にさえ」認めることである。それによってのみ、労働者階級の自己解放は可能となる。

「異なった考えをもつ者の自由」は、一つのプロレタリア政党の内部において、日和見主義を真に克服するためにも必要なものである。第2章の第2節では、日和見主義との闘争方法をめぐるレーニンとルクセンブルクの相違が、両者のプロレタリアートの独裁観の相違に照応していることを示した。1911年のルクセンブルクは、ロシア社会民主党を再統一し、メンシェヴィキの日和見主義を真に克服するためのイデオロギー闘争を遂行しうる政治空間を創出しようとしていた。これと、レーニンの機械的な「拳とナイフ」による闘争方法を比較するならば、1918年のルクセンブルクとレーニンの対立が先取りされていることを見るのは容易い。

第2章の第3節では、1911年と全く同じ方針に基づいて、ルクセンブルクから急進左派が独立社会民主党の創立に参加し、中央派の日和見主義の克服を目指したことを明らかにした。1917年のルクセンブルクにとって、「異なった考えをもつ者の自由」とは、党内で「批判と行動におけるフリー・ハンド」を確保し、体制派社会主義者と日和見主義者との倦むことのない闘争を遂行することである。

とりわけ1911年と1917年の場合には顕著であるが、「異なった考えをもつ者の自由」は主に日和見主義との闘争を可能とするような党組織論の問題として議論されている。民主集中制という言葉に集約されるようなレーニンの党組織論と比較したとき、ルクセンブルクの革命思想の特徴は、党内民主主義と「社会主義的民主主義」を決して分離せず、前者を後者のための単なる手段とは見なさないということである。両者は単純な手段と目的の関係にあるのではなく、党内分派の禁止や民主集中制は彼女の党組織論とは相容れないものである。彼女にとって、党は来るべき社会の状態を先取りしている必要があり、それゆえ、社会民主党が組織内の様々な思想傾向に対して批判と議論の完全な自由を保障しなければならないのは、「社会主義的民主主義」がプロレタリアートにとっての「自由の領域」でなければならないからである。社会民主党においても、「社会主義的民主主義」においても、重要なのは批判と議論の完全な自由を利用して、プロレタリア運動の最悪の敵とも活発な公然たる論争をおこない、労働者大衆の政治的自己教育を図ることである。第1章で明らかにしたように、社会主義社会を唯一実現しうる労働者大衆の創造性は、こ

のような「異なった考えをもつ者の自由」なしには考えられないものである。しかしルクセンブルクは、「社会主義的民主主義」が当時のロシアにおいて実現可能だったとは考えていない。むしろ、世界戦争と反革命の脅威が国際プロレタリアートの革命的行動によって取り除かれたのちに、はじめて「社会主義的民主主義」は花開くことができる。

ロシアでは、問題はただ提起されえたのみであった。それはロシアでは解決されえず、ただ国際的にのみ解決されうるのである⁽⁷⁶⁾。

「社会主義的民主主義」の命運は、もっぱら国際社会主義革命の帰趨にかかっている。それゆえ、第1章で指摘したように、ルクセンブルクの『ロシア革命論』の真の批判対象はボリシェヴィキではなく、国際プロレタリアートの革命的行動を妨害し、またそれによって結局は「社会主義的民主主義」の実現を妨害している体制派社会主義者と日和見主義者なのである。とくに体制派社会主義者は党内の「異なった考えをもつ者の自由」の紛れもない破壊者であった。『ロシア革命論』での「政府の支持者、党のメンバーのためだけの自由」は自由ではないという言葉は、ボリシェヴィキに対する批判であると同時に、党内民主主義を破壊したドイツ社会民主党執行部に対する批判としても読まれる必要がある。ルクセンブルクの批判は、しばしばこのような「両面批判」のスタイルを取るがあった。

本稿では一貫して、ルクセンブルクの「社会主義的民主主義」論と、その実質をなす「異なった考えをもつ者の自由」という政治的自由の観念が、彼女の革命思想の本質的な構成部分であることを明らかにし、それによってこの自由が意味しているものの理解を深めようと試みてきた。プロレタリアートが政治権力を奪取する前であっても、後であっても、「異なった考えをもつ者の自由」は、徹底したイデオロギー闘争を遂行し、労働者大衆の豊かな政治的能力を育むための前提条件である。ルクセンブルクは、この自由がもし存在していないならそれを創出しなければならず、この自由を破壊しようとする試みは何であれ批判しなければならないと考えていた。ポーランド社会党、ロシア社会民主党、ドイツ社会民主党に対抗して、あるいはその内部で、彼女が一貫して擁護し続けたものこそ、この「異なった考えをもつ者の自由」だったのである。彼女の党内民主主義と「社会主義的民主主義」の主張は共に、この政治的自由の観念によって基礎づけられている。今や問われなければならないのは、この「社会主義的民主主義」と評議会制民主主義との関係を、とりわけドイツ革命の渦中においてルクセンブルクがどのように考えていたのかである。この主題に関連する新資料は、ボリシェヴィキおよびドイツ社会民主党に対する彼女の批判がこれまで想定されていたよりもずっと激しいものであったことを示している⁽⁷⁷⁾。したがって、「異なった考えをもつ者の自由」というルクセンブルクの一貫した問題意識を解明したことで、本稿は今後新資料を活用していくための立脚点を、ひいては従来の研究を乗り越えるための新たな視座を与えるものである。

注

- (1) “An Stefan Bratman-Brodowski, Gefängnis in Breslau, 3. September 1918,” in “Drei unbekannte Briefe Rosa Luxemburgs über die Oktoberrevolution,” hrsg. v. Feliks Tych, *Internationale wissenschaftliche Korrespondenz zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung* (以下、*IWK*) 27 (3), 1991, S. 361. この手紙は、旧東側諸国のアー

カイクが開放されたことで利用可能になった資料の一つであり、1991年にポーランドの歴史学者のフェリックス・ティフによってはじめて全文が公開された。

- (2) J. P. Nettl, *Rosa Luxemburg*, Vol. 2, Oxford University Press, London, 1966, pp. 703-704 (諫山正ほか訳『ローザ・ルクセンブルク 下』河出書房新社, 1975年, 271頁)。
- (3) Elzbieta Ettinger, *Rosa Luxemburg: A Life*, Beacon Press, Boston, 1986, p. 224.
- (4) 西川正雄「ローザ・ルクセンブルクとドイツの政治」『史学雑誌』69 (2), 1960年, 22-26頁; 伊藤成彦「ローザ・ルクセンブルクとロシア革命」『ドイツ文化』(35・36), 中央大学ドイツ学会, 1983年, 64-72頁。
- (5) Ottokar Luban, "Rosa Luxemburg's Critique of Lenin's Ultra Centralistic Party Concept and of the Bolshevik Revolution," *Critique: A new Journal of Soviet Studies and Socialist Theory* 40 (3), 2012, pp. 357-365.
- (6) あるいは、アネリース・ラシツァはドイツ社会民主党の党内民主主義、社会改良や革命をめぐる論争、帝政ドイツとの闘争、第一次ロシア革命への参加などの経験からルクセンブルクが得た結論が、『ロシア革命論』の批判的考察に流れ込んでいるとしている。Annelies Laschitzka, *Im Lebensrausch, trotz alledem: Rosa Luxemburg: Eine Biographie*, Aufbau Verlag, Berlin, 1996, S. 578.
- (7) Edward Hallet Carr, *1917: Before and After*, Macmillan, London, 1969, p. 56 (南塚信吾訳『ロシア革命の考察』みすず書房, 2013年 [新編集版], 82頁)。
- (8) 西側諸国と東側諸国の対立のなかで、『ロシア革命論』の政治的主張がいかに解釈されてきたのかについては、Ernst Piper, *Rosa Luxemburg: Ein Leben*, Pantheon, New York, 2021, S. 586-614 (Exkurs: Die Russische Revolution) . 東ドイツからの出国許可を求めて政府当局と対立した「出国派」が「異なった考えをもつ者の自由」を横断幕に掲げた1988年のローザ・デモ事件については、青木國彦「ローザ・ルクセンブルクの「異論の自由」の意味と衝撃：1988年1月17日東独でのローザ・デモ事件に関連して」『ロシア・東欧研究』(45), 2016年, 156-169頁。
- (9) Rosa Luxemburg, *Die Russische Revolution: Eine kritische Würdigung*, hrsg. v. Paul Levi, Verlag Gesellschaft und Erziehung, Berlin, 1922, S. 67-120 (以下, *Die Russische Revolution*) . レヴィが『ロシア革命論』を出版するに至る経緯については、以下の論文を参照。富永幸生「ローザ・ルクセンブルクのロシア革命論をめぐる：上」『青山法学論集』16 (1), 1974年, 31-69頁; 富永幸生「ローザ・ルクセンブルクのロシア革命論をめぐる：下」『青山法学論集』16 (2), 1974年, 127-157頁。
- (10) Felix Weil, "Rosa Luxemburg über die russische Revolution. Einige unveröffentlichte Manuskripte," *Archiv für die Geschichte des Sozialismus und der Arbeiterbewegung* 13, 1928, S. 285-298. ヴァイルによれば、『ロシア革命論』の草稿は鉛筆書きの37枚とインク書きの71枚から成っており、レヴィ版で発表されたのはそのうちの87枚分に過ぎない。オリジナルの草稿は、ドイツ革命の時期にマチルデ・ヤーコブから友人に渡されたが、その後行方不明になっていた。
- (11) ローザ・ルクセンブルク, 清水幾太郎訳「ロシア革命論」『ローザ・ルクセンブルク選集』第4巻, 現代思潮社, 1962年, 226-264頁。
- (12) Rosa Luxemburg, "Zur russischen Revolution," in *Gesammelte Werke* (以下, *GW*), hrsg. v. Inst. für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED (以下, IML), Bd. 4, Dietz Verlag, Berlin, 1974, S. 332-365.
- (13) ローザ・ルクセンブルク, 伊藤成彦訳「ロシア革命のために」『ロシア革命論』論創社, 1985年, 3-55頁。
- (14) 「レヴィ版」と「東ドイツ版」の間にはしばしば異同があり、それらは必ずしも「レヴィ版」の誤りとは断定できない場合があるため、本稿では必要に応じて「レヴィ版」も参照する。
- (15) Rosa Luxemburg, *Breslauer Gefängnismanuskripte zur Russischen Revolution, Rosa-Luxemburg-*

Forschungsberichte, H. 2, hrsg. v. Klaus Kinner u. Manfred Neuhaus, Rosa-Luxemburg-Stiftung, Sachsen, 2007 [https://sachsen.rosalux.de/publikation/id/79/breslauer-gefaengnismanuskripte-zur-russischen-revolution] 取得日2021/11/27. 近年のルクセンブルク研究を牽引しているのは、ローザ・ルクセンブルク財団であり、多くの研究書がここから出版されている。

- (16) Luxemburg, "Zur russischen Revolution," in *GW*, Bd. 4, S. 333-334 (伊藤成彦訳「ロシア革命のために」『ロシア革命論』, 5頁).
- (17) Ebenda, S. 335 (同上, 8頁).
- (18) ルクセンブルクにとって、ボリシェヴィキはイギリス革命の「水平派」やフランス革命の「ジャコバン派」の歴史的相続人であったが、メンシェヴィキはロシア革命における「ジロンド派」に過ぎなかった。そしてボリシェヴィキは、「政治実践の直接の綱領としてはじめて社会主義の最終目標を宣言するという不滅の歴史的功績」を打ち立て、「彼らの十月蜂起は、ロシア革命を実際に救っただけでなく、国際社会主義の名誉をも救ったのである」。Ebenda, S. 341 (同上, 16頁).
- (19) V. I. Lenin, "Proekt Dekreta o rospuske Učreditel'nogo sobraniya," *Polnoe sobranie sočinenij* (以下、PSS), pod. red. Institut marksizma-leninizma pri CK KPSS (以下、IML-KPSS), Tom 35, Gosizdat, Moskva, 1958-1965 (Izd. 5-e), str. 235-237 (「憲法制定議会の解散についての布告草案」『レーニン全集』第26巻, 大月書店, 1953-1969年, 444-445頁).
- (20) Leo Trotzki, *Von der Oktober-Revolution bis zum Brester Friedens-Vertrag*, A. Hoffmanns Verlag, Berlin, 1918, S. 89-92. パウル・レヴィは、ルクセンブルクがトロツキーの著書のドイツ語版のこの部分を参照したのではないかと推測し、『ロシア革命論』の草稿には記されていないトロツキーからの引用文を本文に挿入している。Luxemburg, *Die Russische Revolution*, S. 98-99.
- (21) Luxemburg, "Zur russischen Revolution," S. 353-354 (伊藤訳「ロシア革命のために」, 32-33頁).
- (22) ルクセンブルクが『ロシア革命論』において、フランス革命ではなくイギリス革命の例を好んで引き合いに出していることは注目に値する。代表機関の革命的役割をめぐるルクセンブルクの主張が、そのイギリス革命史研究によって基礎づけられていることは、次の二つの新資料を用いて裏付けることができる。まず、フランソワ・ギゾーの『イギリス革命史』にかんする抜粋とメモ書きは、議会と議会内の各党派の革命的役割へのルクセンブルクの強い関心を示している。Rosa Luxemburg, "Exzerpte und Notizen aus Büchern und Studien über die englische Revolution und über die Nationalökonomien," in *GW*, hrsg. v. Annelies Laschitzka und Eckhard Müller, Bd. 7/1, Dietz Verlag, Berlin, 2017, S. 237-262. さらにルクセンブルクは、1916年7月21日と8月4日の『平等』に掲載された無署名論文において、自らのイギリス革命観を簡潔に説明している。[Rosa Luxemburg], "Ein Blatt Geschichte," in *GW*, Bd. 7/2, S. 959.
- (23) Luxemburg, "Zur russischen Revolution," S. 355-356 (伊藤訳「ロシア革命のために」, 35-36頁).
- (24) 西川「ローザ・ルクセンブルクとドイツの政治」, 23-24頁。
- (25) 草稿では、この一文の挿入箇所は指示されていない。ドイツ十一月革命の勃発後、このスローガンは撤回されることになる。Luxemburg, "Zur russischen Revolution," S. 358 (伊藤訳「ロシア革命のために」, 39頁).
- (26) Ebenda, S. 358 (同上, 39頁).
- (27) Ebenda, S. 359 (同上, 41頁). 草稿では、Andersdenkenden に下線が引かれている。また、レヴィ版では Belebende (活力) が Belehrende (教導力)、der Andersdenkenden が des anders Denkenden となっている。しかし、「活力」は『著作集』の第6改訂版では、レヴィ版と同様の「教導力」に修正されている。Luxemburg, *Die Russische Revolution*, S. 109; 青木「ローザ・ルクセンブルクの「異論の自由」の意味と衝撃」,

161頁。

- (28) 草稿では、Andersdenkende に下線が引かれている。連邦公文書館の草稿資料と「テキスト批判版」を参照。
“Auszug aus dem unvollendeten Manuskript zur russischen Revolution mit dem wohl bekanntesten Ausspruch von Rosa Luxemburg, 1918,” S. 2 [<https://weimar.bundesarchiv.de/WEIMAR/DE/Content/Downloads/Virtuelle-Ausstellungen/Luxemburg-Nachlass/007-manuskript-russRev.html>] 公開日 2019/01/14, 取得日2021/12/10; “Verzeichnis der innerhandschriftliche Textentwicklung,” in *Rosa Luxemburg: Breslauer Gefängnismanuskripte zur Russischen Revolution*, S. 27.
- (29) Aleksej Voden, “Na zare «legal'nogo marksizma»,” *Letopisi marksizma* 4, 1927, str. 94-95.「我々」だけが「自由の独占者」であるとするプレハーノフの政治的自由の観念は、自由の特権化を痛烈に批判するルクセンブルクのそれとは正反対のものである。エンゲルスは1893年にヴォーデンとの私的な会話のなかで、プレハーノフのこのような考え方は不可避免的にロシア社会民主党のセクト化や分裂をもたらすだろうと語った。
- (30) *Vtoroj s"ezd RSDRP, ijul'-avgust 1903 goda: protokoly*, pod. red. IML-KPSS, Gosizdat, Moskva, 1959, str. 182.
- (31) V. I. Lenin, “Plexanov o terrore,” *PSS*, Tom 35, str. 184-186. プレハーノフは、ロシア社会民主党第二回大会において、革命的熱狂の盛り上がりのなかで人民がとても見事な議会、ある種の「またと見出し難い議会 (chambre introuvable)」を選出したならば、それを長期議会にしなければならず、選挙が不首尾に終わったなら、2年といわず2週間でそれを解散させなければならないと述べている。
- (32) レーニン、ルクセンブルクの『ロシア革命論』とほぼ同時期に執筆された『プロレタリア革命と背教者カウツキー』において、ブルジョアジーの選挙権に対する制限は「独裁という論理的概念の不可欠の標識ではない」と述べている。V. I. Lenin, *Proletarskaja revoljucija i renegat Kautskij*, *PSS*, Tom 37, str. 266 (『プロレタリア革命と背教者カウツキー』『レーニン全集』第28巻, 271頁)。
- (33) ポリシェヴィキの独裁を非難するカウツキーの『テロリズムと共産主義』(1919)に対する一連の駁論(カーメネフ、ラデック、プハーリン、トロツキーなど)は、「異なった考えをもつ者からの自由の剥奪」と「プロレタリアートの独裁」の不可分性という主張を理論的に一般化した。Hal Draper, *The “Dictatorship of the Proletariat” from Marx to Lenin*, Monthly Review Press, New York, 1987, pp. 137-142.
- (34) Eric Hobsbawm, *How to change the World: Marx and Marxism 1840-2011*, Little, Brown, London, 2011, pp. 85-88 (水田洋ほか訳『いかに世界を変革するか』作品社, 2017年, 116-119頁)。
- (35) Luxemburg, “Zur russischen Revolution,” S. 359 (伊藤訳「ロシア革命のために」, 41頁)。
- (36) Ebenda, S. 360 (同上, 42頁)。
- (37) Ebenda, S. 362 (同上, 43頁)。
- (38) Ebenda, S. 362 (同上, 45-46頁)。
- (39) Ebenda, S. 362 (同上, 46頁)。
- (40) Ebenda, S. 363 (同上, 47頁)。
- (41) Ebenda, S. 363 (同上, 48頁)。
- (42) Ebenda, S. 363 (同上, 48頁)。
- (43) レーニンのプロレタリアートの独裁の定式は次のようなものである。「独裁の不可欠の標識、必須の条件は、階級としての搾取者を暴力的に抑圧することであり、したがって、この階級に対して「純粋民主主義」を、すなわち自由と平等を破壊することである」。Lenin, *Proletarskaja revoljucija i renegat Kautskij*, *PSS*, Tom 37, str. 266 (『プロレタリア革命と背教者カウツキー』『レーニン全集』第28巻, 271頁)。しかし、ルクセンブルクだけでなく、マルクスやエンゲルスでさえも、プロレタリアートの独裁を搾取階級に対する暴力行使によっ

- て定義したことはない。Draper, *The “Dictatorship of the Proletariat” from Marx to Lenin*, pp. 11-41 and 58-63.
- (44) ルクセンブルクが『ロシア革命論』以前に「社会主義的民主主義」という言葉を用いた事例は確認できなかった。しかし、1918年11月のドイツ革命の勃発を契機に、彼女はしばしば「社会主義的民主主義」をスローガンのように用いるようになる。たとえば11月20日の『ローテ・ファーネ (*Die Rote Fahne*)』に掲載された論文で、彼女は次のように述べている。「今日、民主主義か独裁かということは問題になっていない。歴史が日程にのせているのは、ブルジョア民主主義か社会主義的民主主義かという問題である。なぜなら、プロレタリアートの独裁、それこそが社会主義的な意味での民主主義なのである」。Rosa Luxemburg, “Die Nationalversammlung,” in *GW*, Bd. 4, S. 409 (高原宏平訳「国民議会」『ローザ・ルクセンブルク選集』第4巻, 72-73頁)。
- (45) Ernst Vollrath, “Rosa Luxemburg’s Theory of Revolution,” *Social Research* 40 (1), 1973, p. 102. アーレントの『革命について』がフォルラートによる思想的分析の基礎となっている。Hannah Arendt, *On Revolution*, Viking Press, New York, 1963 (志水速雄訳『革命について』筑摩書房, 1995年)。このフォルラート論文に対する批判として、Norman Geras, “Bourgeois Power and Socialist Democracy: On the Relation of Ends and Means,” in *The Legacy of Rosa Luxemburg*, Verso, London, 2015, pp. 133-193.
- (46) Luxemburg, “Zur russischen Revolution,” S. 357-358 (伊藤訳「ロシア革命のために」, 38-39頁)。
- (47) この時期のルクセンブルクの政治活動については、Nettl, *Rosa Luxemburg*, Vol. 1, pp. 295-364 (諫山ほか訳『ローザ・ルクセンブルク 上』, 312-379頁)。
- (48) [Róża Luksemburg], “Krytyka w ruchu robotniczym,” *Czerwony Sztandar* (39), Warszawa, Stycznia 9, 1906, s. 2. ホルガー・ポリットのドイツ語訳に拠りながら、引用部分をポーランド語より訳出した。[Rosa Luxemburg], “Kritik in der Arbeiterbewegung,” in *Arbeiterrevolution 1905/06: Polnische Texte*, hrsg. v. Holger Politt, Dietz Verlag, Berlin, 2015, S. 152.
- (49) Michael Brie und Jörn Schütrumpf, *Rosa Luxemburg: Eine revolutionäre Marxistin an den Grenzen des Marxismus*, VSA Verlag, Hamburg, 2021, S. 129-130.
- (50) [Luksemburg], “Krytyka w ruchu robotniczym,” *Czerwony Sztandar* (39), s. 2; Politt (Hrsg.), “Kritik in der Arbeiterbewegung,” S. 154.
- (51) Karl Marx und Friedrich Engels, “Zirkularbrief an Bebel, Liebknecht, Bracke u. a.,” in *Marx-Engels Werke* (以下、*MEW*), hrsg. v. IML, Bd. 19, Dietz Verlag, Berlin, 1962, S. 165 (「ベーベル、リープクネヒト、ブラツケその他への回状」『マルクス = エンゲルス全集』第19巻, 大月書店, 1959-1991年, 169頁)。なお、マルクスが起草した国際労働者協会の規約での言い回しは「労働者階級の解放は労働者階級自身によって獲得されなければならない」である。Karl Marx, “Statuten der Internationalen Arbeiter-Assoziation,” in *MEW*, Bd. 16, S. 14 (「国際労働者協会暫定規約」『マルクス = エンゲルス全集』第16巻, 12頁)。
- (52) [Luksemburg], “Krytyka w ruchu robotniczym,” *Czerwony Sztandar* (39), s. 2; Politt (Hrsg.), “Kritik in der Arbeiterbewegung,” S. 153.
- (53) Rosa Luxemburg, “Ein unveröffentlichtes Manuskript von Rosa Luxemburg zur Lage in der russischen Sozialdemokratie (1911),” hrsg. v. Feliks Tych, *IWK* 27 (3), 1991, S. 339-341. この草稿はのちに、英語版の *The Rosa Luxemburg Reader*, ed. by Peter Hudis and Kevin B. Anderson, Monthly Review Press, New York, 2004, pp. 266-280にも収録された。
- (54) 衣笠哲夫「ロシア社会民主党の組織問題をめぐるレーニンとローザ・ルクセンブルク」『社会科学論集』(6), 九州大学教養部社会科学研究室, 1966年, 9-10頁。中央委員会の権限の強化は、レーニンよりもむしろメンシェヴィキが主唱したものであった。ルクセンブルクによる事実誤認の具体的内容については、レーニン自らが

1904年にドイツ語で執筆した反批判である V. I. Lenin, “Ein Schritt vorwärts, zwei Schritte rückwärts: Eine Abwehr v. N. Lenin, “*Leninskij Sbornik* 15, 1930, str. 186-197で詳述されている。

- (55) Luxemburg, “Zur Lage in der russischen Sozialdemokratie,” in “Ein unveröffentlichtes Manuskript von Rosa Luxemburg zur Lage in der russischen Sozialdemokratie (1911),” S. 351.
- (56) Ebenda, S. 352.
- (57) Ebenda, S. 350.
- (58) Rosa Luxemburg, “Organisationsfragen der russischen Sozialdemokratie,” in *GW*, Bd. 1/2, S. 444 (片岡啓治訳「ロシア社会民主党の組織問題」『ローザ・ルクセンブルク選集』第1巻, 271頁)。
- (59) 1906年の『赤旗』第82号に掲載された、ルクセンブルクの無署名論文「ブランキ主義と社会民主党 (Blankizm i socjaldemokracja)」における次のような一節は、彼女が1904年の批判を放棄した証拠としてしばしば引用されている。「同志プレハーノフはそう考えているのだが、ロシアの「ポリシェヴィキ」の同志たちがブランキ主義の誤謬に陥っているということについて、我々は異議を唱える。1902年に同志レーニンが作成した組織草案にはその痕跡があったかもしれない。しかし、それは昔の、はるか昔のことである。……この誤謬は、生活そのものによって修正されており、繰り返される恐れはない」。Rosa Luxemburg, “Blanquismus und Sozialdemokratie,” in *Arbeiterrevolution 1905/06: Polnische Texte*, S. 217. しかし、これはレーニンの組織計画が放棄されたとルクセンブルクが「誤認」したことの証拠にはなるが、彼女が1904年の批判を「修正」したことの証拠にはならない。
- (60) Luxemburg, “Zur Lage in der russischen Sozialdemokratie,” S. 350-351.
- (61) ユーリー・マルトフやフョードル・ダンら、在外機関紙『社会民主主義者の声 (*Golos Social-Demokrata*)』に拠る解党派メンシェヴィキのグループ。
- (62) Luxemburg, “Zur Lage in der russischen Sozialdemokratie,” S. 351-352. [] 内は筆者。
- (63) Luban, “Rosa Luxemburg’s Critique of Lenin’s Ultra Centralistic Party Concept and of the Bolshevik Revolution,” p. 364.
- (64) 収録文献の詳細については、ラシツァの序言を参照。Annelies Laschitza, “Vorwort,” in *GW*, hrsg. v. Annelies Laschitza und Eckhard Müller, Bd. 7/1, Dietz Verlag, Berlin, 2017, S. 15-72. なお、ルクセンブルクのイギリス革命論については、本稿でも既に引用している (注22)。また、2014年に同じくラシツァとミュラーの編集によって出版された『著作集』の第6巻にも、多くの新資料が収録されている。
- (65) ドイツ社会民主党の組織的分裂そのものは、もっぱら党執行部の弾圧によって中央派や急進左派に課されたものである。大戦中の中央派、労働共同体、独立社会民主党については次の文献を参照。Hartfrid Krause, *USPD: Zur Geschichte der Unabhängigen Sozialdemokratischen Partei Deutschlands*, Europäische Verlagsanstalt, Frankfurt am Main, 1975; Carl E. Schorske, *German Social Democracy, 1905-1917*, Harvard University Press, Cambridge, Mass., 1955, pp. 285-321.
- (66) 1914年8月4日、ドイツ社会民主党の帝国議会議員団は、全員一致投票の原則にもとづいて戦時公債への賛成投票を行った。この事件は、ルクセンブルクにとって党とインターナショナルの徹底的な破産を意味していた。
- (67) [Rosa Luxemburg], “Die Schicksalsstunde der Partei,” in *GW*, Bd. 7/2, S. 1036-1037. しかし、ルクセンブルクは体制派社会主義者と日和見主義者を同一視しているわけではない。彼女によれば、前者はプロレタリア運動内の純粋にブルジョア的な要素を代表しているが、後者は批判と議論によって革命的行動へと前進させることが可能である。

- (68) Ebenda, S. 1037.
- (69) Ebenda, S. 1038.
- (70) Ebenda, S. 1039.
- (71) *Protokoll über die Verhandlungen des Gründungs-Parteitag der U.S.P.D. vom 6. bis 8. April 1917 in Gotha*, hrsg. v. Emil Eichhorn, A. Seehof, Berlin, 1917, S. 22; Eugen Prager, *Geschichte der U.S.P.D.: Entstehung und Entwicklung der Unabhängigen Sozialdemokratischen Partei Deutschlands*, Verlagsgenossenschaft "Freiheit", Berlin, 1921, S. 145.
- (72) Paul Frölich, *Rosa Luxemburg: Gedanke und Tat*, Verlag Friedrich Oetinger, Hamburg, 1949, S. 265 (伊藤成彦訳『ローザ・ルクセンブルク: その思想と生涯』御茶の水書房, 1987年〔改訂版〕, 266頁); Gilbert Badia, « Le spartakisme et sa problématique », *Annales. économies, sociétés, civilisations* 21 (3), 1966, p. 660.
- (73) ドイツ社会民主党は、自らを包囲している帝政ドイツの社会と類似した社会を自己の内部に創り出した。J. P. ネットル, 丸山敬一訳「政治モデルとしてのドイツ社会民主党 (1890-1914)」『中京法学』15 (2), 1980年, 85-86頁。ネットルのこの指摘は、戦時中のドイツ社会民主党にも敷衍することができる。
- (74) 安世舟『ドイツ社会民主党史序説』御茶の水書房, 1990年, 234-238頁。
- (75) ルーバンは多くの未公開資料を用いて、このようなルクセンブルクの政治的自由の観念が急進左派の他の指導者の間でも共有されていたことを証明している。Luban, "Rosa Luxemburg's Critique of Lenin's Ultra Centralistic Party Concept and of the Bolshevik Revolution," p. 362. しかし、ルクセンブルクの主張が彼らと完全に一致しているわけではない。ルクセンブルクの周囲の急進左派の人々のうち、ツェトキンは独立社会民主党への参加を肯定的に、リープクネヒトやメーリングは否定的に捉えている。Hermann Weber, "Zwischen kritischem und bürokratischem Kommunismus. Unbekannte Briefe von Clara Zetkin," *Archiv für Sozialgeschichte* 11, 1971, S. 433; Karl Liebknecht, "Die Krisis in der USP, Rede zum 1. Tagesordnungspunkt, 30. Dezember 1918," in *Gesammelte Reden und Schriften*, hrsg. v. IML, Bd. 9, Dietz Verlag, Berlin, 1974, S. 667; "Franz Mehring an die Bolschewiki," *Mitteilungs-Blatt des Verbandes der Sozialdemokratischen Wahlvereine Berlins und Umgegend* (16), Jg. 13, Juli 21, 1918, S. 8.
- (76) Luxemburg, "Zur russischen Revolution," S. 365 (伊藤訳「ロシア革命のために」, 51頁).
- (77) たとえば、『著作集』第7巻第2分冊所収の『ロシア革命論』とほぼ同時期に書かれた32枚の草稿群 "Handschriftliche Fragmente zur Geschichte der Internationalen, der deutschen Sozialdemokratie, zu Krieg, Revolution und Nachkriegsperspektiven" (in *GW*, Bd. 7/2, S. 1088-1114).

本稿は、2022年11月5日のマルクス研究会・第29回定例研究会で報告した原稿に修正を加えたものである。

[査読を含む審査を経て、2023年5月9日掲載決定]

(一橋大学大学院社会学研究科修士課程)